主屋	一棟	八女市黒木町大字今五四六―二
主屋	一棟	八女市黒木町大字今五五一
主屋	一棟	八女市黒木町大字今五五六一
離屋	一棟	八女市黒木町大字今五五六一
主屋	一棟	八女市黒木町大字本分一〇七五―一
倉庫	一棟	八女市黒木町大字本分一〇七八―一
主屋	一棟	八女市黒木町大字本分一〇七九―一
主屋	一棟	八女市黒木町大字木屋一〇六九
倉庫	一棟	八女市黒木町大字木屋一〇六九
納屋	一棟	八女市黒木町大字木屋一〇六九
主屋	一棟	八女市黒木町大字桑原一五七

○文部科学省告示第五十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表四中、次の表に掲げるものを削除する。

［別表四　京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	京都市東山区桝屋町三五〇番地の四
主屋		

別表十中、次の表に掲げるものを削除する。

［別表十　弘前市仲町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	弘前市大字若党町三八番地一
主屋		

別表十に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表十　弘前市仲町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	弘前市大字若党町七二番地
主屋		

別表二十六に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二十六　大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	大田市大森町イ八七一―九
主屋		

○文部科学省告示第五十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表中、次の表に掲げるものを追加する。

［別表　函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	函館市元町三三番二号
主屋	一棟	函館市元町三三番一号
蔵	一棟	函館市元町三三番二号
門	一棟	函館市元町三三番二号
塀		

○文部科学省告示第五十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

［別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建造物	一棟	富田林市富田林町一〇―二八
主屋		

○文部科学省告示第五十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	恵那市岩村町二五二
主屋	一棟	恵那市岩村町二五二
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四〇
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四一